

1 大気中の放射線量等の監視体制について（環境生活部大気保全課）

（1）環境研究センターにおける現在の測定状況

下記のとおり測定を行い、毎日公表。

- ア 大気中の放射線量：毎時間測定
モニタリングポスト（測定位置：放射能測定棟屋上、地上7メートル）
- イ 上水（蛇口水）及び降水物（塵、雨水等）の核種分析：毎日1回

（2）監視体制の充実について

- ア モニタリングポストの増設
海匠地域振興事務所（旭市）に設置、8月29日から測定開始予定
- イ 市町村と連携した監視体制の強化
県民の身近な地域や生活空間の放射線量についての不安が高まっている状況から、県民ニーズに応じた身近な環境中の放射線量を測定するための体制を整備。

①測定器の整備

- ・可搬式放射線量計（シンチレーション式サーベイメーター） 35台
（7月21日から、市町村に貸出開始）

②活用方法

- ・測定を希望する市町村に、サーベイメーターを貸与。
- ・放射能に対する知識や測定器の操作等について研修等を実施するとともに、測定方法等に関するマニュアルを作成・配布。

③測定方法

- ・高さ：0.5m、1m

文部科学省が福島県教育委員会等に通知した「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について」の調査の高さと同じ。

- ・測定地点：市町村に貸与したものについては、市町村が選定する。

ウ 定点測定

サーベイメータを県内10箇所の地域振興事務所及び環境研究センターに配備し、定点測定を実施。（測定結果は別紙参照）

測定は、環境研究センターは毎日、地域振興事務所は毎週1回実施。

※ 県が実施した測定の状況

- ① 5月31日から6月30日まで、県内全市町村114地点の測定を実施。
- ② 7月11日から14日まで、放射線医学総合研究所の協力による測定を実施。

別紙 県内10箇所の地域振興事務所及び環境研究センターで実施した
空間放射線量の定点測定結果

測定地点名		8月22日	8月15日	8月8日	8月1日	7月25日
船橋市本町 (葛南地域振興事務所) 地面の形状：コンクリート	0.5m	-	0.19	0.18	0.17	0.17
	1.0m	-	0.15	0.15	0.16	0.17
	天候	降雨のため中止	曇り	晴	曇り	曇り
松戸市小根本 (東葛地域振興事務所) 地面の形状：アスファルト	0.5m	-	0.33	0.34	0.33	0.34
	1.0m	-	0.31	0.31	0.31	0.30
	天候	降雨のため中止	晴	晴	曇り	晴
佐倉市鐺木仲田町 (印旛地域振興事務所) 地面の形状：アスファルト	0.5m	-	0.16	0.17	0.17	0.17
	1.0m	-	0.15	0.15	0.15	0.15
	天候	降雨のため中止	晴	晴	晴	曇り
香取市北 (香取地域振興事務所) 地面の形状：コンクリート	0.5m	-	0.12	0.12	0.12	0.12
	1.0m	-	0.12	0.11	0.11	0.10
	天候	降雨のため中止	晴	晴	曇り	晴
旭市二 (海匠地域振興事務所) 地面の形状：アスファルト	0.5m	-	0.11	0.11	0.11	0.11
	1.0m	-	0.10	0.10	0.10	0.11
	天候	降雨のため中止	晴	晴	曇り	晴
東金市東新宿 (山武地域振興事務所) 地面の形状：アスファルト	0.5m	0.08	0.09	0.08	0.09	0.09
	1.0m	0.08	0.08	0.07	0.09	0.08
	天候	曇り	晴	晴	晴	晴
茂原市茂原 (長生地域振興事務所) 地面の形状：レンガ	0.5m	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11
	1.0m	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	天候	曇り	晴	晴	晴	曇り
夷隅郡大多喜町猿稻 (夷隅地域振興事務所) 地面の形状：アスファルト	0.5m	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05
	1.0m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	天候	曇り	曇り	晴	曇り	曇り
館山市北条 (安房地域振興事務所) 地面の形状：アスファルト	0.5m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	1.0m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	天候	曇り	晴	晴	晴	曇り
木更津市貝渕 (君津地域振興事務所) 地面の形状：コンクリート	0.5m	-	0.12	0.09	0.11	0.11
	1.0m	-	0.10	0.09	0.11	0.11
	天候	降雨のため中止	晴	晴	晴	曇り
市原市五井 (県環境研究センター) 地面の形状：アスファルト	0.5m	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08
	1.0m	0.08	0.08	0.07	0.08	0.07
	天候	曇り	晴	晴	曇り	曇り

※1時間あたりの数値、単位はマイクロシーベルト

2 海水中の放射能濃度等の測定について (環境生活部水質保全課)

(1) これまでの取り組み

ア 沿岸域の測定

千葉県沿岸域の概況を把握するため、沖合 2 k m で測定調査を実施。

- ①調査期日 平成 23 年 5 月 16 日及び 17 日
- ②調査地点 内房、外房、九十九里、銚子の沖合 4 地点
- ③調査結果 すべての地点で放射能は検出されなかった。

イ 海水浴場の測定

海水浴場開設前に、18 市町村の海水浴場で測定調査を実施

- ①調査期日 平成 23 年 6 月 14 日及び 15 日
- ②調査地点 県内の海水浴場 18 地点 (海水浴場を有する市町村各 1 地点)
- ③調査結果 すべての地点で放射能は検出されなかった。

ウ 国の指針に基づく測定

「水浴場の放射性物質に関する指針」(平成 23 年 6 月 24 日付け環境省水環境課長通知)に基づき、本年度開設のすべての海水浴場(千葉市を除く)で測定調査を実施

(ア) 水浴場海水中の放射能濃度の測定

- ①調査期日 平成 23 年 7 月 12 日～14 日
- ②調査地点 県内の 63 海水浴場 (65 地点)
- ③水質の目安 放射性セシウム 50 ベクレル/L, 放射性ヨウ素 30 ベクレル/L
- ④調査結果 すべての地点で放射能は検出されなかった。

(イ) 砂浜等の空間放射線量の測定

- ①調査期日 平成 23 年 7 月 11 日～14 日
- ②調査地点 県内の 63 海水浴場 (65 地点)
- ③空間線量率の目安 「周辺市街地の値と同程度あるいはそれ以下」
- ④調査結果 すべての地点で周辺市街地の値と同程度あるいはそれ以下であることを確認した。

(2) 現在実施中・今後の対応

ア 海水浴場等における海水中のモニタリング調査

調査地点を 1 回あたり 4 地点とし、測定調査を継続

①調査時期及び調査頻度

- 7 月及び 8 月 : 週に 1 回又は 2 回
- 9 月及び 10 月 : 月に 2 回
- 11 月～翌年 3 月 : 月に 1 回

- ②調査地点 銚子・海匝地域、九十九里地域、外房地域、内房・東京湾地域から、原則として各 1 地点を選定し、1 回あたり計 4 地点で調査を実施

3 災害廃棄物の処理の状況について（環境生活部資源循環推進課）

東日本大震災により本県でも災害廃棄物が大量に発生しており、市町村が実施する災害廃棄物処理に対し、県が技術的な支援を行っている。

（1）県内の災害廃棄物の発生状況

○8月25日時点で、市町村からの報告により把握している災害廃棄物の発生量の推計値は、約12万8千トン

（今後も、家屋の解体等が進み、発生量が増加することが予想される。）

このうち、津波により甚大な被害を受けた、旭市の発生量は約10万トン

○災害廃棄物の処理事業に係る経費の見込額は、約30億円

（2）災害廃棄物の処理の基本的な考え方

ア 処理方法

○災害廃棄物は、一般廃棄物として取り扱われることから、市町村が自ら処理を行うことを原則とする。

○市町村単独で処理が難しい場合は、他市町村に協力を求める。

○さらに、一度に大量に発生していることから、処理が難しい場合は産業廃棄物処理業者に協力を要請する。（廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の処理を行うことができる施設を有する事業者への委託）

イ 資源化の徹底

○災害廃棄物は、各種の廃棄物が混合した状態で排出されているが、資源の有効利用及び最終処分場の延命化等の観点から、できる限り資源化を図る。

（3）市町村の処理の状況

ア 各市町村の状況

○各市町村では、自ら処理を行うとともに、がれき類など、市町村のごみ処理施設では処理が困難な廃棄物については、産業廃棄物処理業者へ委託するなどにより処理を行っている。

イ 旭市の状況

○旭市では、約10万トンの大量の災害廃棄物が発生しており、市だけでは、処理が困難なことから、災害協定等^{*}に基づき、他の市町村及び(社)千葉県産業廃棄物協会へ支援要請を行い、広域的な処理を実施している。

〈廃棄物の受け入れを行っている市町村〉

・千葉市、市川市、市原市

〈処理に携わっている産業廃棄物処理業者〉

・分別：22業者

・運搬：26業者

・処理：28業者

(木くず破碎：16、がれき破碎：6、可燃物焼却：3、最終処分(安定型)：3)

○8月25日現在、仮置場に搬入された約10万トンの廃棄物のうち、約4割弱の分別が終了し、1万3千トンの処分が完了している。

○旭市では、本年度内での処理の完了を目指している。

ウ 旭市への県の支援

○大震災発生以降、市が分別・運搬作業を行っている仮置場等へ職員を派遣し、必要な助言・指導を行っている。

○災害廃棄物の分別作業、分別された廃棄物の運搬、中間処理・最終処分等の迅速かつ速やかな実施に向け、災害協定等に基づき、他市町村や(社)千葉県産業廃棄協会との調整を行っている。



旧海上中学校仮置場

【参考】 各種協定等による支援体制

(1) 社団法人千葉県産業廃棄物協会との災害協定

- ・「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、市町村の要請を受けて県から協会へ協力の要請を行う。

(2) 他市町村との応援協定

- ・「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、市町村の間で応援の要請を行う。